

《平成30年度 まちづくり協働部 組織目標》

◆目標管理者

部長 長 源一

◆部局の役割・目標像

協働によるまちづくりを推進し住み良いまちの実現を図ります。

- ◆市民とともに協働のまちづくりを推進します。
 - ・「協働のまちづくり条例」に基づき策定した「協働のまちづくり推進計画」を推進し、「みんなでつくる協働のまち草津」の具現化を図ります。
 - ・市政への市民参加が円滑に機能するよう推進します。
- ◆地域共生社会の実現に向け、地域が主体となった、さらに住み良いまちづくりを推進します。
 - ・「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念を実現するため、さらなる住民自治の成熟化に向け、まちづくり協議会等への必要な支援を行います。
 - ・指定管理者制度導入後の地域まちづくりセンターの運営の安定化に向けて取り組みます。
- ◆時代や社会環境の変化にも対応しながら、安心・安全と住みやすい地域を目指し、顔の見える身近なコミュニティづくりを推進します。
 - ・日ごろから子どもや高齢者の見守りなどに取り組み、地域コミュニティの中心的な役割を担う町内会への加入促進をはじめ、町内会の活発な活動を推進するために必要な支援を行います。
- ◆市民の積極的な参加による市民主体のまちづくりを推進します。
 - ・（公財）草津市コミュニティ事業団などの中間支援組織と連携し、活発な市民公益活動を推進します。
- ◆まちづくり協議会を主体とした協働のまちづくりを推進するため、地域のまちづくりの拠点である地域まちづくりセンターの整備を行います。
- ◆市民サービスの向上のために
 - ・マイナンバーカードの取得促進に取り組みます
 - ・総合窓口化の検討をします
- ◆「安心が得られるまち」の実現に向けて
 - ・市民の消費者被害を防止するため、消費生活に関する相談や消費者教育、啓発の推進を図ります。
 - ・将来の火葬需要に対応した施設整備の検討に必要な調査を行い、市民生活に不可欠な施設の計画的な整備の推進を図ります。
 - ・火葬場の運営に係る民間のノウハウの活用とアウトソーシングの取り組みを進めるため、指定管理者制度による運営方式の導入を図ります。

◆職員数および当初予算規模

所属	職員数(人)						当初予算規模(千円)		
	正規	特任	再任用	嘱託	臨時	合計	歳出 (職員費を除く)	特定財源	一般財源
経営層(部長、副部長)	2	0	0	0	0	2	—	—	—
まちづくり協働課	7	0	4	2	2	15	732,485	128,263	604,222
市民課	14	0	1	2	28	45	148,653	83,699	64,954
生活安心課	6	0	3	5	4	18	83,148	48,223	34,925
合計	29	0	8	9	34	80	964,286	260,185	704,101

1. 現状認識 (重点目標の背景となる現状・社会の動向・現場の課題など)

『市民自治のさらなる成熟化』
 ・将来的な人口減少と年齢構成の急激な変化が予測されているなか、行政や地域を取巻く環境が大きく変貌してきており、市民と行政の適切な役割分担のもと自助、共助、公助による、協働のまちづくりが求められています。

・今後、地域課題の解決は、行政だけではなく身近な課題は地域の自主・主体的な意思決定により解決していくことができるよう新たな住民自治の仕組みを充実していく必要があります。

『基礎的コミュニティの活性化』
 住民の価値観の多様化や共働き世帯の増加、都市化の進展により地域コミュニティに対する関心が希薄化しています。
 また、一方で年々町内会長(行政事務委嘱者)への負担が大きくなっており、時代と社会状況の変化に応じた行政事務委嘱の内容の見直しが必要となっています。

『地域まちづくりセンターの建替え』
 常盤まちづくりセンターの新施設を平成30年4月に共用を開始したことに伴い、旧施設の解体後に駐車場の整備をおこない、地域の拠点整備をおこなっています。
 建築後相当年数が経過し、施設自体の老朽化が進んでいる志津まちづくりセンターについて、地域住民の意見を十分に反映した改築が必要となっています。

2. 重点目標

① まちづくり協議会や基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、教育機関、中間支援組織等の多様な主体との連携・協力による「協働のまちづくり」を推進します。

② 区域を代表する総合的な自治組織であるまちづくり協議会による、市民自治のさらなる強化に向け、まちづくり協議会の運営や活動を総合的に支援します。

③ 指定管理者制度導入後の地域まちづくりセンターの運営の安定化に向けて取り組みます。

① 顔の見える一番身近なコミュニティの場である町内会の加入促進等を通じた町内会の活性化を促進します。

② マンションにおけるコミュニティ振興を推進します。

③ 行政事務委嘱内容への負担軽減に向けた取り組みに努めます。

① 志津まちづくりセンターの改築に向けた事業用地の取得および新施設の設計を行います。

3. 目標達成のための取組と成果目標

① 【取組】
 協働のまちづくり条例に基づき策定した「草津市協働のまちづくり推進計画」に沿って事業を推進します。(事業費 307千円)

【成果目標】
 協働のまちづくり推進計画の進捗管理を実施します。

分野:コミュニティ・市民自治
 施策:市民自治の確立のための環境整備

② 【取組】
 まちづくり協議会による、地域主体の特色あるまちづくりの推進を図るため、その活動や運営を総合的に支援します。(事業費)
 ・まちづくり協議会運営交付金 36,078千円
 ・地域一括交付金 54,461千円
 ・がんばる地域応援交付金 14,000千円
 ・地域ポイント制度推進費 503千円

【成果目標】
 市民主役のまちづくりが進んでいると思う市民の割合
 平成30年度 17% (平成29年度 15.8%)

分野:コミュニティ・市民自治
 施策:市民自治の確立のための環境整備

③ 【取組】
 開発などにより新たに市内に住まわれた方の町内会加入や町内会設立の機運を高める取り組みを行い、町内会加入や町内会設立につなげていきます。また、行政事務委嘱の内容の負担軽減ならびに適正化を図ります。

【成果目標】
 町内会活動に参加している市民の割合
 平成30年度 50.0% (平成29年度 48.6%)

分野:コミュニティ・市民自治
 施策:基礎的コミュニティ活動の支援

④ 【取組】
 志津まちづくりセンターの改築に向けた事業用地の取得および新施設の設計を平成30年度中に行えるよう地元調整を行います。

【成果目標】
 志津まちづくりセンターの基本設計と実施設計の完了

分野:コミュニティ・市民自治
 施策:市民自治の確立のための環境整備

1. 現状認識 (重点目標の背景となる現状・社会の動向・現場の課題など)	2. 重点目標	3. 目標達成のための取組と成果目標	総合計画上の位置づけ	H30 重点施策
<p>4 『市民公益活動の推進』 ・少子高齢化の進展や世帯構造が変化の中で、福祉や災害時の高齢者支援など、行政だけ、市民だけでは解決できない地域課題が増大しています。</p> <p>・地域課題を他人事とせず、地域住民が支えあい、多様な主体が協働し、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、市民公益活動を推進します。</p>	<p>④ 市民公益活動を推進するため、第5次草津市総合計画第3期基本計画および草津市協働のまちづくり推進計画(平成30年3月改訂)に基づき、本市の中間支援組織として指定した(公財)草津市コミュニティ事業団等と連携し、市民公益活動団体への各種支援策の充実に向けて取り組みます。</p>	<p>【取組】 ・市民公益活動団体を支援する補助金制度、講座、交流イベント等を展開する(公財)草津市コミュニティ事業団の活動を支援します。 (事業費) (公財)草津市コミュニティ事業団運営費補助金 67,298千円 (うち事業費補助金 4,200千円)</p> <p>⑤ ・市民公益活動団体が加入する各種保険の保険料の一部を補助し、保険の加入を促進することによって、市民公益活動団体が積極的かつ安全に活動が行えるよう支援します。 (事業費)市民公益活動保険加入補助金 200千円</p> <p>【成果目標】 市民活動等の団体数 平成30年度270団体 (平成29年度 265団体)</p>	<p>分野:コミュニティ・市民自治 施策:市民公益活動の支援</p>	
<p>5 マイナンバーカードは、草津市では現在住民票などの諸証明のコンビニ交付に利用できますが、国においてマイナポータルへのログイン、各種行政手続きのオンライン申請や民間での利用など、利用の拡大が進められています。</p>	<p>⑤ マイナンバーカードの利便性を周知し、積極的に普及のための啓発をし、申請者数の増加につなげます。</p>	<p>【取組】 マイナンバーカード取得のための周知・啓発を進め、申請者数を増やします。</p> <p>⑥ 【成果目標】 申請者数 年間26,000人</p>	<p>分野:行財政マネジメント 施策:事務事業の効果・効率の向上</p>	
<p>6 「第3次草津市行政システム改革推進計画」のアクションプランに「公民連携手法の活用」および「事務事業の効率化」として、これまで外部委託化が進んでいなかった業務について、段階的にアウトソーシングを導入することが位置づけられたことで、平成29年度には、内部業務の一部をアウトソーシングしました。次のステップとして、窓口業務のアウトソーシングを進めます。</p>	<p>⑥ 平成31年度中の稼働が予定されている現市民課を中核とする総合窓口化について、業務見直し等を行い、関係課とのスムーズな連携体制を作り、総合的な受付窓口化を進めていくための、分析をおこないます。</p>	<p>【取組】 業務の見直しと関係課との調整</p> <p>⑦ 【成果目標】 業務委託を進めるための仕様書の作成</p>	<p>分野:行財政マネジメント 施策:事務事業の効果・効率の向上</p>	
<p>7 高齢者や障害者、若年者等の契約弱者を狙った悪質商法が増加しており、市内でもこれらに起因する被害が発生しています。</p>	<p>⑦ 商品やサービスの多様化に伴い悪質商法の手口が巧妙化していることから、相談の実施と合わせて被害の防止に努めます。</p>	<p>【取組】 消費生活に関する相談に対応するとともに、被害の防止に向けた消費者教育や啓発を行います。</p> <p>⑧ 【成果目標】 「広報くさつ」による情報提供や出前講座・各種イベントへの出演等による啓発の実施(25回程度)</p>	<p>分野:生活安心 施策:消費者の自立支援・消費者団体の育成</p>	
<p>8 市営火葬場は、昭和55年の竣工から38年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。また、今後、火葬件数の増加が予測される中、火葬炉等の不足が見込まれるため、新たな施設の整備が必要となってきています。</p>	<p>⑧ 将来の火葬需要に対応した施設整備の検討に必要な調査を行い、市民生活に不可欠な施設の計画的な整備の推進を図ります。</p>	<p>【取組】 施設に関する今後の整備方針等の検討を行うため、必要となる事項について基礎調査を行います。</p> <p>⑨ 【成果目標】 火葬場整備基礎調査の実施</p>	<p>分野:生活安心 施策:生活衛生の向上</p>	
<p>9 市営火葬場の運営について、現在、業務の一部を委託する形式で運営しています。こうした中、一昨年度と昨年度にかけて2名の火葬員が定年退職を迎えたことから、新たな運営体制の構築が課題となっています。</p>	<p>⑨ 民間の運営ノウハウの活用とアウトソーシングの取り組みを進めるため、指定管理者制度による運営方式の導入を図ります。</p>	<p>【取組】 指定管理方式の導入を図るため、条例改正や事業者の選定など必要な手続きを行います。</p> <p>⑩ 【成果目標】 指定管理者制度の導入</p>	<p>分野:生活安心 施策:生活衛生の向上</p>	